



# 島根県報

令和3年1月15日（金）

号外第4号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第34号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	431号	松江市南田町32番5地先から同地先まで	前	メートル 20.00～ 36.10	メートル 28.70	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	20.00～ 46.70	28.70	
〃	191号	益田市美都町宇津川イ763番2地先から同番1地先まで	前	14.30～ 34.60	87.70	災害防除工事 拡幅
			後	24.90～ 51.30	87.70	
〃	〃	益田市匹見町道川イ151番内3地先から同イ1033番3地先まで	前	18.75～ 24.70	59.20	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	21.10～ 40.95	59.20	
〃	〃	益田市匹見町道川イ1033番2地先から同地先まで	前	10.43～ 20.44	100.90	災害防除工事 拡幅
			後	23.00～ 37.20	100.90	
県道	松江島根線	松江市南田町32番5地先から同番地先まで	前	14.10～ 34.90	64.20	松江県土整備事務所 街路工事 交通安全工事 拡幅及び減幅
			後	14.10～ 49.40	64.20	

## 島根県告示第35号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町給下939番地先から同地先まで	前	メートル 6.75～7.65	メートル 26.45	災害復旧工事 拡幅
			後	8.02～10.09	26.45	
〃	木次直江停車場線	雲南市木次町里方1370番62地先から同番63地先まで	前	8.72～11.33	141.96	災害防除工事 拡幅
			後	13.45～24.20	141.96	

## 島根県告示第36号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合3153番49地先から同3158番43地先まで	メートル 133.00	令和3年 1月15日	雲南県土整備 事務所	
〃	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1863番1地先から同地先まで	60.18	令和3年 1月15日		

## 島根県告示第37号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉賀匹見線	鹿足郡吉賀町上高尻1027番地先から同605番4地先まで	メートル 57.78	令和3年 1月15日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	